【質問回答表】県立水戸工業高等学校新棟整備事業

令和８年（2026 年）11 月４日公表

| No. | 資料名 | 該当ページ | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | （様式２－４）<br>建設業務に当たる者の参加資格要件に係る確認書 | 様式２－４ | ※5 について、「配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係があり、参加申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。」と規定されていますが、当該要件を証明するための提出について、具体的にご教示ください。<br>また、証明書類の一例として「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」を想定しておりますが、当該書類により雇用開始日を確認できる一方で、参加申請のあった日以前に３か月以上の雇用関係があることについては明示されないものと認識しております。<br>この場合、当該書類をもって要件確認資料として差し支えないか、あるいは別途提出すべき書類があるかについて、ご教示くださいますようお願いいたします。 | 配置予定技術者の雇用期間が分かる書類については、配置予定技術者とその所属企業との雇用関係及び雇用開始年月日を確認できる書類の提出をお願いいたします。<br>具体的には、以下の書類などを想定しております。<br>（提出書類の例）<br>〇雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し<br>〇健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（市区町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る）の写し<br>〇所属会社の雇用証明書<br><br>御質問の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」についても、その所属企業との雇用関係及び「被保険者となった年月日」が確認できるものであれば、確認書類として差し支えありません。<br>なお、「参加申請のあった日以前に３月以上の雇用関係があること」については、提出された書類に記載された雇用開始年月日等と参加表明書の提出日をもとに確認するため、提出書類自体に「３月以上の雇用関係があること」が明記されている必要はありません。 |
| 2 | － | － | 既存の体育館やインフラなどの図面を公表してもらえるか。 | 既存の体育館及び電気、給排水等に係る図面については、学校施設の安全管理上の観点から、ホームページ等での公表は行 |

| No. | 資料名 | 該当ページ | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | いません。<br>ただし、本事業への応募又は事業提案の検討に当たり、既存図面等の確認が必要な場合には、事前に水戸工業高校へご連絡の上、保有する関係図面等の閲覧についてご相談ください。<br>なお、既存図面等については、作成後の改修等により現況と異なる場合がありますので、参考資料として取り扱うものとし、実際の設計・施工に当たっては、現地調査等により現況を確認していただきますようお願いいたします。 |
| 3 | 要求水準書 | P3 | 以下3点について質問。<br>①　現在（2026年10月28日時点)、体育館正面入口脇にある仮設プレハブの取り扱いは。<br>②　建設予定地の樹木は伐採可能か。<br>③　記念碑・石像・石材等を移設するのか。 | ①　ご質問の建物は現在、別途工事の仮設事務所として使用しているものであり、本事業着手の時点では当該建物は撤去済みとなっています。<br>②　建設予定地の樹木については、基本的には、新棟建設に必要となる範囲で伐採して差し支えありませんが、実際の伐採範囲等については設計時に県及び学校と協議の上、決定するものとします。<br>③　記念碑・石像・石材等については、基本的に移設としますが、具体的な対象物、移設場所又は処分等に関しては、設計時に県及び学校と協議して決定するものとします。 |
| 4 | 募集要項 | P10～11 | 「応募者の参加資格要件」に定める業務や工事の実績要件は、事業提案の評価には関係ないのか。 | 募集要項の「応募者の参加資格要件」に定める業務や工事実績要件（例えば、「ウ 建設業務に当たる者」の（オ）の要件など）については、応募者が本事業に参加するための資格要件として設定しているものです。そのため、参加表明書等の書類を審査する段階で、当該要件を満たしているかを確認することになります。<br>事業提案に係る選定委員会等による審査においては、別途公表 |

| No. | 資料名 | 該当ページ | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | されている審査基準書の内容に沿って実施することとしており、実績の件数、規模等を直接的な加点項目として設定しているものではありません。ただし、過去の業務・工事実績等を通じて得られた知見やノウハウが、本事業の実施体制や具体的な提案内容に反映されている場合など、その提案内容が、間接的に審査基準書に定める評価の視点に基づき評価される可能性を否定するものではありません。 |
| 5 | 要求水準書 | P10 | 本館から新棟建設のための設備の切り回しとあるため、既存建物のインフラがわかる資料や図面をご提示下さい。 | No.2 の回答をご参照ください。 |
| 6 | 様式２－２等 | | ・設計図面及び契約書等の写し(提出部数に関わらず 1 部とする)と記載がありますが、これは正本のみに設計図面と契約書を付けて提出すればよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。<br>「設計図面及び契約書等の写し」については、正本にのみ１部添付してください。副本への添付は不要です。 |
| 7 | 要求水準書 | P10 | ・建設予定地付近の撤去・解体物として工作物があげられていますが、具体的にどのようなものを想定しているかご教授ください。 | 記念碑・石像・石材・電気時計等があり、基本的に移設としますが、具体的な対象物、移設場所又は処分等に関しては、設計時に県及び学校と協議して決定するものとします。 |
| 8 | 要求水準書 | P9 | ・既存建物の図面をご提示下さい。 | No.2 の回答をご参照ください。 |